

# 武蔵野市住民投票制度に関する 有識者懇談会

第5回（令和5年12月12日）

資料1 [対象事項] ※前回の確認



# 第3回有識者懇談会でのご意見（対象事項）

## 事務局説明

## 有識者のご意見

### 対象事項

- ①対象事項をどのように規定すべきか？  
 A：「市政に関する重要事項」と規定し、かつ除外事項を規定する。  
 B：「市政に関する重要事項」とのみ規定する。  
 C：具体的に規定する。

・「市の権限」とは、決定権のみか、意見表明権を含めて考えなくて良いのか？

### 第3回有識者会議（令和5年10月23日）

#### 【自治体の意見表明】

- (1) 司法、外交、貨幣、自治体には権限がない事項に関して意見表明するということが果たしてあり得るのかという論点はあるのかなと感じている。
  - (2) 市として何らかの意思表示をすることを住民が住民投票で要求する。市が表明する、核兵器反対、核兵器を認めませんということを言うのは、いいのではないか。国がこういう決定をしてはいけない、ということを住民投票で決めることはできない。それは恐らく市の権限に属さない事項の典型だと思う。でも、当市は核兵器に反対ですという声明を出すことは、その意味での権限外ということとは、少なくとも同じではない。
  - (3) 自治体としての市は、市という地域をあずかるわけだから、地域のあり方として、そういう地域であることを市の方針として意思表示することは、地域における事務と言えると思う。
  - (4) 自分たちで決めて、自分たちで実施できることに住民投票を使うのがいい、という考え方がありうるのではないかな。できれば住民投票は、市が市民の決定に基づいて実際に効果を出せるものに活用されるのが望ましい。
  - (5) 対象事項を外交問題等に広げると住民投票に資格の問題につながる。住民として一緒に暮らしていて、その問題についてだから、ということを超えたような話が出る住民投票なら、国としての国籍を持った人に限定すべき、そういう議論と連動してくると思う。
  - (6) 2000年以降、若干自治体の権限内で完結するところに移ってきたところは確かにあるが、2000年以降でもまだ国の政策に対する反対の意思表明的な住民投票の使われ方はある。それをどのように考えるかということになる。
  - (7) 国の政策に関係することだが、自治体が受け入れるか受け入れないかということに関して、住民投票で判断することは制度のつくりとしてあってもおかしくないと思う。
  - (8) たとえば国や企業が市に立地しようということについて、市として反対である、協力もしないということはある。そのような場合に、協力するな、市有地の利用について便宜を図るようなことをしてはならないといったことが住民投票の対象として問題になるということはある。
- 【「権限」による区別の有効性】
- (9) できる、できないで考えるとややこしくなる。むしろ自治体や市民に甚大な影響を与える政策決定は、できる・できない関係なく住民投票の対象にして、せめて意見表明するということを使う部分があってもいい。できる、できないで限定すると、すごい影響は受けるが、できないことに対して何も言えなくなるというのはおかしいので、少し工夫が必要だ。
  - (10) 対象事項は市長がブロックできる要件としての意味合いもかなり大きいので、この規定できつい限定をかけると、市長がブロックする機会がかなり多くなることは考えたほうがいい。そうすると、できる・できないという軸で絞り過ぎてしまうのはあまり適切ではない。

# 第3回有識者懇談会でのご意見（対象事項）

事務局説明	有識者のご意見
<p data-bbox="9 548 115 576">対象事項</p> <p data-bbox="162 386 562 444">①対象事項をどのように規定すべきか？</p> <p data-bbox="162 451 571 508">A：「市政に関する重要事項」と規定し、かつ除外事項を規定する。</p> <p data-bbox="162 515 533 572">B：「市政に関する重要事項」とのみ規定する。</p> <p data-bbox="162 579 426 608">C：具体的に規定する。</p> <p data-bbox="162 644 571 729">・「市の権限」とは、決定権のみか、意見表明権を含めて考えなくて良いのか？</p>	<p data-bbox="987 358 1437 386">第3回有識者会議（令和5年10月23日）</p> <p data-bbox="625 379 877 408">【対象事項の規律密度】</p> <p data-bbox="616 408 1904 465">(11)対象事項について広く見た上で、署名集めの要件のところで、市民の判断で、良識で、絞りこんでもらうという発想の方がうまく機能するのではないかと思った。</p> <p data-bbox="616 472 1904 622">(12)事項的に絞る話と、書き方に注文をつけるということがある。こういう提案で賛成多数で尊重義務が生じると、いろいろな意味で市の行政を縛る可能性があり、それは困る、対象を具体的にしてくださいよと。そういう発想はあり得るのではないか。個々のケースにおいて、対象事項について抽象的な言葉ではまずいでしょうということを市長が言えるようにしたらどうかという趣旨で、条例における対象事項の決め方はやや緩めにという感じになると思う。</p> <p data-bbox="616 629 1856 686">(13)対象事項の範囲をルーズにすると将来禍根を残すことになりかねない。議会の議決権の範囲内ということに限定するという検討はされてきたか？</p> <p data-bbox="654 694 1875 751">→事務局：今の問題意識としては、尊重義務にはそれなりの重みがあり、長・議会の権限外のことを尊重せよ、というのは酷だろう。長・議会の権限内とする、というのはありうる。</p>

# 第4回有識者懇談会でのご意見（対象事項）

## 事務局説明

## 有識者のご意見

①対象事項をどのように規定すべきか？

- A：「市政に関する重要事項」と規定し、かつ除外事項を規定する。  
 B：「市政に関する重要事項」とのみ規定する。  
 C：具体的に規定する。

・「市の権限」とは、決定権のみか、意見表明権を含めて考えなくて良いのか？

### 第4回有識者会議（令和5年11月28日）

#### 【対象事項と投票資格者】

- (1)市、地域の住民に関わる重要事項を対象とするならば、住んでいる人全員が資格を持たないといけない。そうではない事項も住民投票に付すことが可能な形で設計してしまうと、国籍を限定しなければならないという意見が出るだろう。対象事項と投票資格者にはそのような関係がある。
- (2)武蔵野市に住んでいるが、その人の国籍によって大きな影響を与えるような問題は、対象とすることは適切ではない、混乱を招くということはある。そのような問題は対象にしないと設計して、市に住んでいる人は国籍を問わず全員に参加してもらいたいとするか。あるいは、そのような問題を対象からはずす設計をしないで、日本国籍を持たない人は排除した方がいいという議論。そこはかなり意見が割れるところではないか。

#### 【対象事項の基本的な枠付け方】

- (3)地域との関わりという点を掲げておき、それに当たるかどうか個別に誰が判断するか考えるのは、一つのやり方。
- (4)その場合、そもそもただし書きがなくてもいいことになるのではないか。
- (5)地域とのつながりということを何らかの形で押さえておく。その上で柔軟に使ってもらおう。権限という言葉は、なしで済ませられれば、その方がいいと思う。
- (6)その場合、1項との関係はどうなるか。2項1号は不要ということになるか。  
 →事務局：「武蔵野市の権限に属さない事項」というフレーズはいろんな解釈がある。「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項」としておき、あとは署名が集まったものが対象として、住民投票にふさわしいか住民が判断する形はシンプルな形だと思う。
- (7)対象事項の問題に関しても、結局住民に判断してもらうとなると、あまり署名数の要件を緩やかにしない方がいいと思う。
- (8)（対象事項を議会の権限に入るものとした場合）権限という言葉だと、議会の意見表明権があるではないかと感じる。むしろ権限という言葉を外して、実質的に市政に関する重要事項かどうか自律的かつ個別的に考えるという方がいいのではないか。
- (9)市政ではなく国政の事項ではないかという判断の余地はあるのではないかと考えた。
- (10)対象は市政に関するものという前提があるが、国政レベルでも武蔵野市に影響を及ぼすものは、意見表明の対象になると思う。
- (11)そこで市長の判断に重きを置くとなると弊害も出るのではないか。

国と地方の役割分担の原則（1条の2）				
国	地域における事務（2条2項）			
	都道府県	市町村	← 条例制定権（14条1項） → ← 斜線部分：議会の議決事件（96条2項） →	
	自治事務	<div style="background-color: #f0f0f0; padding: 10px; text-align: center;">自治事務</div>		自治事務（2条8項）
	法定受託事務			

◎議会の意見書提出権の範囲 = 『当該普通地方公共団体の公益に関する事件』（99条）

- (1) 「地域における事務」よりも広い。当該普通地方公共団体の「地域における事務」でなくても意見書を提出することができる。
- (2) 「国の外交政策に関連し外国との交渉に影響を及ぼす虞れのあるものは、慎重に取り扱うことが適当」（昭和三八年八月二九日付および昭和四一年三月二日付都道府県知事宛自治事務次官通達）
- (3) 何が公益に関する事件であるかについては、一定の基準を定めることは困難な問題であり、その認定は、事件の内容、性質及び社会通念に従い、議会が個々具体的に判断すべきものである。（地方自治法関係実務事典）